

事業群評価調書(令和3年度実施)

基本戦略名	3-3 安全安心で快適な地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	県民生活環境部 地域環境課	重野 哲
施策名	4 豊かできれいな海づくり、くらしやすい環境づくりの推進	事業群関係課(室)		
事業群名	② 大気汚染物質対策等の推進	令和2年度事業費(千円)	※下記「2. 令和2年度取組実績」の事業費(R2実績)の合計額	54,270

1. 計画等概要

(長崎県総合計画テュンジ&チュレンジ2025 本文)		(取組項目)								
県内では、高い濃度のPM2.5や光化学オキシダントが観測されているため、常時監視を行います。 また、工場や事業場等の発生源については、継続的な監視を行います。 ※PM(Particulate matter)2.5:大気中の浮遊物のうち2.5マイクロメートル(μm)以下の微小な粒子 ※光化学オキシダント:大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽の紫外線で化学反応を起こして発生する刺激性の汚染物質		i)工場・事業場の監視指導等による大気環境の保全 ii)大気環境の常時監視								
事業群	指標	基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標(年度)	(進捗状況の分析)	
	大気環境基準の適合率	目標値①	87%	87%	87%	87%	87%	87% (R7)		黄砂等の影響により、SPM(浮遊粒子状物質)の環境基準適合率が例年に比べ低かったこともあり、令和2年度の実績は83%、達成率は95%に留まっている。 令和3年度も引き続き、常時監視を行っていく。
		実績値②	87% (H27-R元)							
	達成率②/①							—		

2. 令和2年度取組実績(令和3年度新規・補正事業は参考記載)

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費(単位:千円)			事業概要	指標(上段:活動指標、下段:成果指標)			令和2年度事業の成果等		
				R元実績	うち一般財源	人件費(参考)		主な指標	R元目標	R元実績		達成率	
事業実施の根拠法令条項				R2実績	R3計画	令和2年度事業の実施状況(令和3年度新規・補正事業は事業内容)			R2実績				
事業実施の根拠法令条項				事業期間	法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業(公共、研究等)	事業対象			R3目標		
事業実施の根拠法令条項				所管課(室)名									
取組項目 i	○	1	工場監視指導費(大気)	290	290	1,590	ばい煙発生施設及び一般粉じん発生施設等に対し立入検査を実施し、届出内容の確認、維持管理状況、自主検査結果等を確認した。	【活動指標】	1,300	2,377	182%	●事業の成果 ・大気汚染防止法に基づき立入検査を実施し、排ガスの自主検査結果を確認した。また、法に違反又は違反する恐れのある場合は、速やかな改善を指導した。	
				114	114	1,564			立入件数(件)	1,300	2,319		178%
				2,106	2,106	1,570			1,300				
			S46- 大気汚染防止法第26条			【成果指標】	100	100	100%				
地域環境課			○	—	—	法で規定するばい煙発生施設及び一般粉じん発生施設等	排出基準の適合率(%)	100	100	100%			
取組項目 ii	○	2	大気汚染監視テレメータ運営費	45,622	0	4,374	県民の健康を保護し生活環境を保全するため、県下11箇所の大気環境測定局において大気汚染の常時監視を実施した。	【活動指標】	11	11	100%	●事業の成果 ・環境基準の達成状況や経年変化等を把握した。令和2年度は、オキシダント注意報の発令及びPM2.5の注意喚起を行った。	
				48,046	0	4,303			大気汚染常時監視数(測定局数)	11			
				105,148	0	4,319			100	94.5	94%		
			S53- 大気汚染防止法第22条			【成果指標】	100	100	100%				
地域環境課			○	—	—	大気環境	環境基準達成状況の把握(%)	100					

取組項目 ii	3	環境監視測定費(大気)	2,589	2,589	1,193	有害大気汚染物質に関する環境監視を実施し、有害大気汚染物質による大気汚染状況を確認した。	【活動指標】 有害大気汚染物質モニタリング地点数(地点)	3	3	100%	●事業の成果 ・有害大気汚染物質による汚染状況の環境監視を実施し、環境基準の達成状況や経年変化等を把握した。
			2,532	2,532	1,173		3	3	100%		
			2,784	2,784	1,177		3				
			大気汚染防止法第22条				【成果指標】	100	100	100%	
		H9-					環境基準達成状況の把握(%)	100	100	100%	
		地域環境課	○	—	—	大気環境		100			
取組項目 ii	4	ダイオキシン類対策事業	3,896	3,896	1,590	ダイオキシン類の測定計画に基づき、県下の16地点でダイオキシン類濃度の環境監視を実施した。また、ダイオキシン類排出事業場に対し、立入検査を実施した。	【活動指標】 ダイオキシン類の測定計画に基づく環境調査地点数(地点)	17	17	100%	●事業の成果 ・ダイオキシン類による汚染状況の環境監視を実施し、環境基準の達成状況や経年変化等を把握した。
			3,578	3,578	1,564		16	16	100%		
			5,530	5,530	1,570		17				
			ダイオキシン類対策特別措置法第26条、34条				【成果指標】	100	100	100%	
		H12-					環境基準達成状況の把握(%)	100	100	100%	
		地域環境課	○	—	—	大気環境等		100			

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i 工場・事業場の監視指導等による大気環境の保全	
<ul style="list-style-type: none"> ●実績の検証及び解決すべき課題 ・大気汚染防止法に基づき立入検査を実施し、排ガスの自主検査結果を確認した。 ・事業場への立入検査は県立保健所が実施しているが、新型コロナウイルス感染拡大防止やコロナ対策への従事等に伴い業務の遂行に影響が出かねない状況にある。コロナ禍においても適切に評価できる指標の設定が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ●課題解決に向けた方向性 ・長期にわたり管理状況が良好な事業者等に対する、立入頻度の減や自主検査結果の把握等を踏まえながら、効果的な指標設定を検討する必要がある。
ii 大気環境の常時監視	
<ul style="list-style-type: none"> ●実績の検証及び解決すべき課題 ・大気汚染防止法に基づき、大気汚染状況の常時監視、有害大気汚染物質やダイオキシン類の環境監視を行い、環境基準の達成状況や経年変化等を把握した。 ・令和2年度はオキシダント注意報の発令及びPM2.5の注意喚起を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ●課題解決に向けた方向性 ・今後とも大気汚染状況について常時監視等で把握し、必要に応じ注意報の発令や注意喚起等を行う必要がある。

4. 令和3年度見直し内容及び令和4年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	令和3年度事業の実施にあたり見直した内容	令和4年度事業の実施に向けた方向性			
					事業期間	事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目 i	○	1	工場監視指導費(大気)	—	⑨	コロナウイルスの感染拡大に伴い、監視業務に支障が出かねない状況にあることから、監視にかかる指標の見直しが必要。具体的には、長期にわたり管理状況が良好な事業者等に対する監視頻度の減、事業者の自主検査結果の活用等を県立保健所の状況を踏まえながら検討する。	改善	
			S46-					
			地域環境課					
取組項目 ii	○	2	大気汚染監視テレメータ運営費	従来、県下11箇所の大気環境測定局にある大気測定機を毎年1局ずつ更新していたが、機器の耐用年数を大幅に超過しての運用となり、機器故障の頻発、重症化を招き十分な測定時間を確保できず、法定事務である常時監視業務を完遂できない状況が発生したため、法令に沿った更新頻度への見直しを行った(7年スパン(3or4年置きに5or6局まとめて更新))	—	大気汚染防止法では、県の事務として大気環境中の大気汚染状況の常時監視が規定されており、大気環境に係る施策を進めるうえでも環境基準の達成状況や経年変化等を把握することは重要である。また、PM2.5や光化学オキシダントの越境汚染が確認され、県民の健康を保持するためその観測体制の維持が必要なことから、継続して監視を行う必要がある。令和3年度から測定機の更新頻度の見直しを行ったところであり、当面は現状維持とする。	現状維持	
			S53-					
			地域環境課					

取組項目 ii	3	環境監視測定費(大気)	—	—	大気汚染防止法では、県の事務として有害大気汚染物質による大気汚染状況の把握及び公表が規定されており、環境基準の達成状況や経年変化等を継続して把握している。これまでに測定地点数の見直し等を行っており、引き続き効率的な環境監視を行う。	現状維持
		H9-				
		地域環境課				
取組項目 ii	4	ダイオキシン類対策事業	—	—	ダイオキシン類対策特別措置法では、県の事務として大気環境中等のダイオキシン類の汚染状況の把握や工場・事業場の監視・指導が規定されており、環境基準の達成状況や経年変化を継続して把握するとともに、工場・事業場からの排出基準の遵守状況を確認している。これまでに測定地点数の見直し等を行っており、引き続き効率的な環境監視を行う。	現状維持
		H12-				
		地域環境課				

注:「2. 令和2年度取組実績」に記載している事業のうち、令和2年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

- ① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
- ② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
- ③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
- ④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
- ⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
- ⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要はないか。
- ⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
- ⑩ その他の視点